2026年度 会計年度任用職員連絡会独自要求書

1. 会計年度任用職員は、勤務の経験により職務内容と責任が向上しており、職責に見合う報酬上限の引上げを行うこと。当面、行政職２級適用とすること。

2．すべての会計年度任用職員に退職金、住居手当、扶養手当相当額の報酬を支給できるよう改善を行うこと。

3．恒常的に会計年度任用職員の時間外労働が生じている職場については、業務量に見合った人員体制を確保すること。ただし、実際に所定労働時間を超えた労働には労働基準法に従い時間外勤務手当相当額の報酬を支給すること。

4．県および県関係職場で働く職員の最低賃金を1,500円以上とすること。

5．会計年度任用職員の私傷病特別休暇の日数を拡大することや会計年度任用職員が社会貢献活動休暇を取得できるようにすること等、常勤職員との均等・均衡待遇を基本に改善を行うこと。

6．会計年度任用職員については、業務の必要性がある限り雇用を継続し、５年毎の公募は求めないこと。

7．恒常的・専門的・継続的な業務に従事する会計年度任用職員を正規化すること。

8．令和７年12月16日付滋賀県公報にある監査結果での指摘を重く受け止め、会計年度任用職員の休日勤務手当等の支給漏れについて、全額精算に向けた誠意ある対応を行うこと。また、事態を招いた原因を究明し、再発防止を徹底すること。

9．会計年度任用職員の複雑な勤務時間や休暇の管理について、現場の事務負担軽減と正確な労働時間把握を図るため、早期に給与管理システムを改修し、正職員と同様にシステム上で退勤管理を行い、手当が確実に反映される仕組みを構築すること。

2026年10月21日

滋賀県知事　三日月　大 造　様

滋賀県職員組合

執行委員長　　児玉　崇



滋賀県職員組合会計年度任用職員連絡会